

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H28.7.28	契約解除	変更前	郵便局	237240	富士宮舟久保簡易郵便局	○	静岡県富士宮市舟久保町20-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H28.7.29	契約解除	変更前	営業所	717770	万石簡易郵便局	○	熊本県熊本市北区清水万石4-8-3	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H28.8.4	契約解除	変更前	営業所	787680	新入簡易郵便局	○	鹿児島県鹿児島市東谷山2-49-16	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H28.8.11	契約解除	変更前	営業所	837530	荷軽部簡易郵便局	○	岩手県久慈市山形町荷軽部3-18	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H28.9.1	住居表示変更	変更前	営業所	228370	出江簡易郵便局	○	三重県多気郡多気町下出江1979	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	228370	出江簡易郵便局	○	三重県多気郡多気町下出江酒屋垣外1979-2	○	○	○	×	○	○	-	
H28.9.1	住居表示変更	変更前	営業所	228530	東員穴太簡易郵便局	○	三重県員弁郡東員町穴太東往還1659-40	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	228530	東員穴太簡易郵便局	○	三重県員弁郡東員町穴太1659-40	-	○	○	×	○	○	-	
H28.9.1	業務変更	変更前	営業所	438670	山田中簡易郵便局	○	兵庫県神戸市北区山田町原野馬場11-5	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	郵便局	438670	山田中簡易郵便局	○	兵庫県神戸市北区山田町原野馬場11-5	-	○	○	○	○	○	-	
H28.9.1	業務変更	変更前	郵便局	777230	立花簡易郵便局	○	佐賀県伊万里市立花町1922-38	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	777230	立花簡易郵便局	○	佐賀県伊万里市立花町1922-38	○	○	○	×	○	○	-	
H28.9.1	業務変更	変更前	郵便局	777270	浅井簡易郵便局	○	佐賀県鳥栖市萱方町230-35	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	777270	浅井簡易郵便局	○	佐賀県鳥栖市萱方町230-35	-	○	○	×	○	○	-	
H28.9.1	住居表示変更	変更前	営業所	788110	大隅市木簡易郵便局	○	鹿児島県垂水市市木2265	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	788110	大隅市木簡易郵便局	○	鹿児島県垂水市市木2267-1	○	○	○	×	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H28.9.1	住居表示変更	変更前	郵便局	822850	須賀川駅前郵便局	-	福島県須賀川市岩瀬森1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	822850	須賀川駅前郵便局	-	福島県須賀川市上人垣136	-	○	○	○	○	○	-	
H28.9.1	業務変更	変更前	営業所	908350	然別簡易郵便局	○	北海道余市郡仁木町然別104	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	郵便局	908350	然別簡易郵便局	○	北海道余市郡仁木町然別104	○	○	○	○	○	○	-	
H28.9.5	移転	変更前	郵便局	071470	飯貝郵便局	-	栃木県真岡市飯貝454-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	071470	飯貝郵便局	-	栃木県真岡市上大田和433-3	-	○	○	○	○	○	-	
H28.9.12	移転	変更前	郵便局	415730	東住吉針中野郵便局	-	大阪府大阪市東住吉区針中野4-9-14	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	415730	東住吉針中野郵便局	-	大阪府大阪市東住吉区針中野4-8-16	-	○	○	○	○	○	-	
H28.9.12	移転	変更前	郵便局	510090	本郷郵便局	-	広島県三原市本郷南5-16-10	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	510090	本郷郵便局	-	広島県三原市本郷南4-29-1	-	○	○	○	○	○	-	
H28.9.12	契約解除	変更前	営業所	768210	西原簡易郵便局	○	長崎県東彼杵郡波佐見町井石郷2220	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H28.9.12	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	786900	福島簡易郵便局	○	鹿児島県霧島市国分福島2-26-6	-	○	○	×	○	○	-	
H28.9.12	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	788120	四浦簡易郵便局	○	鹿児島県志布志市志布志町内之倉7163	○	○	○	×	○	○	-	
H28.9.12	移転・改称	変更前	郵便局	862490	能代出戸郵便局	-	秋田県能代市緑町2-27	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	862490	能代大瀬郵便局	-	秋田県能代市東大瀬54-6	○	○	○	○	○	○	-	
H28.9.20	移転	変更前	郵便局	071060	片岡郵便局	-	栃木県矢板市片岡2096-4	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	071060	片岡郵便局	-	栃木県矢板市乙畑1643-4	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H28.9.20	移転	変更前	郵便局	327630	西入善駅前簡易郵便局	○	富山県下新川郡入善町下飯野新387	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	327630	西入善駅前簡易郵便局	○	富山県下新川郡入善町下飯野新312-1	-	○	○	○	○	○	-	
H28.9.20	移転	変更前	郵便局	417070	富田林寺池台郵便局	-	大阪府富田林市寺池台1-9-70	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	417070	富田林寺池台郵便局	-	大阪府富田林市寺池台1-9-60	-	○	○	○	○	○	-	
H28.9.20	移転	変更前	郵便局	460650	大津長等郵便局	-	滋賀県大津市長等3-4-15	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	460650	大津長等郵便局	-	滋賀県大津市長等3-5-15	-	○	○	○	○	○	-	
H28.9.20	移転	変更前	営業所	518360	木頃本郷簡易郵便局	○	広島県尾道市美ノ郷町本郷1245-10	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	518360	木頃本郷簡易郵便局	○	広島県尾道市美ノ郷町本郷1051-1	-	○	○	×	○	○	-	
H28.9.20	移転	変更前	郵便局	832930	宮古小山田郵便局	-	岩手県宮古市小山田2-3-24	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	832930	宮古小山田郵便局	-	岩手県宮古市小山田2-6-16	○	○	○	○	○	○	-	
H28.9.24	廃止	変更前	郵便局	742600	若松藤木郵便局	-	福岡県北九州市若松区宮丸1-3-22	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H28.9.26	移転・改称	変更前	郵便局	742300	若松古前郵便局	-	福岡県北九州市若松区古前1-1-19	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	742300	若松くきのうみ郵便局	-	福岡県北九州市若松区くきのうみ中央1-29	-	○	○	○	○	○	-	
H28.9.26	移転	変更前	郵便局	742540	飯塚菰田郵便局	-	福岡県飯塚市菰田西2-7-24	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	742540	飯塚菰田郵便局	-	福岡県飯塚市菰田西2-4-13	-	○	○	○	○	○	-	
H28.9.26	改称	変更前	郵便局	990340	大曲郵便局	-	北海道網走市大曲1-11-8	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	990340	網走大曲郵便局	-	北海道網走市大曲1-11-8	-	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。